



# 第2支部共同実施だより

平成28年度 第2号

平成28年 7月

第2支部学校事務共同実施



## 家族休暇・義免について

夏休みに向け、取得する機会の多い家族休暇と義免の取得方法について再確認しましょう。

★取得時間 行事、検診等に必要な時間に、学校や自宅からの合理的な往復時間を加えた時間

★職務に専念する義務の免除の申請理由

- ①生活習慣病検診 ②指定年齢検診 ③事後措置区分判定「前」の精密検査・再検査の受診
- ④婦人科検診⑤人間ドック⑥脳ドック ⑦教職員体育大会 ⑧教員免許更新制に係る免許状更新講習

★家族休暇の申請理由

- ア：学校等行事出席 例) 参観会、進路説明会、入学・卒業式、家庭訪問、PTA 活動など
- イ：心身リフレッシュ 例) 勤続10年・20年・30年、満55歳に達する日の属する年
- ウ：免許更新等 例) 職務に関連する運転免許の更新またはパスポートの申請・受領
- エ：知識教養 例) 研修会、講演会等の参加、国家資格、公的資格等取得の受験・講座受講

**職務に関連した**(※1) 図書館、美術館等の文化・教養施設の利用

※1 図書館の利用に限り、将来従事したいと考えている職務に関連する利用も対象とする

※2「理由」欄にア～エを記入。備考に行事や利用施設等の名称、時間を記入してください。

休暇等申請期間	請求	承認申請						備考	
	年次有給 休暇 残日数等	特別休暇				就学前 残日数	短期介護 残日数		その他
		夏季休暇 残日数	家族休暇 残日数	看護休暇 残日数					
7月28日15時45分から 7月28日16時45分まで 期間 日1時間			理由※1 (ア) 2日6時45分	続柄※2 ( ) 日時分				参観会 16:00~16:30	
8月8日8時15分から 8月8日12時15分まで 期間 日4時間			理由※1 (エ-施設利用) 2日2時45分	続柄※2 ( ) 日時分				県立中央 図書館 9:00~12:00	

※施設の開館日、開館時間の事前確認をお願いします。

## 長期休業中の出張の注意点

静教研等、市外へのお出張は、  
この範囲以外は認められません！

自家用車の公務使用が認められている範囲は、決まっています。

- ・静岡市内、焼津市(旧大井川町を除く)、旧岡部町、旧富士川町 ・静岡県総合教育センター
- ・進路指導に係る業務による出張 ・宿泊訓練に係る業務による出張(下見の場合は1台)

※長期休業中は、居住地発着での自家用車の使用は認められません。

